# 平和運動センター通信
# 原水禁ヒロシマニュース

■発　行：広島県平和運動センター
　　原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
■〒733-0013　広島市西区横川新町７-22　自治労会館　１階
■　℡:082-503-5855　FAX:082-294-4555
■E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
■広島県原水禁 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/
■ブログ：http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/
－子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！－

Ｎｏ.288
2026年
11月号
（11月16日）

発行責任者
大瀬敬昭
（事務局長）


# 平和運動センターが総会
## 平和･民主主義の活動強化を確認

広島県平和運動センターは 10 月 27 日、広島・自治労会館で第 32 回定期総会を開催しました。総会には、各労組・地区労から代議員と傍聴者約 40 人が参加し活動の報告を承認するとともに予算も含めた次年度方針を決定しました。




総会は、平賀伸一副議長（高教組）の司会で始まり、総会議長に神原悦朗代議員（自治労）を選出。髙橋克浩議長が執行部を代表してあいさつしました。

髙橋議長はその中で、高市政権が物価高によって国民生活が苦しんでいることへの対策を急ぐことなく、国家情報会議法や皇室典範の改正など国論を二分する、問題のある法案を成立させてきたことを取り上げ、「私たちの生活は後回しにされている。政権の体質が表れている」と高市政権を批判しました。また、経済回復・経済成長の柱に軍需産業が据えられてきた結果が戦争へと繋がってきた歴史を振り返り、日本政府が武器輸

《今後の主な予定》

| | |
|---|---|
| 11 月 22 日(日) | 被爆者 7 団体核禁条約求める署名（平和公園） |
| 11 月 30～1 日 | 部落解放地方共闘第 43 回総会・交流会（石川県） |
| 12 月 4 日(金) | 食とみどり、水を守る全国活動者会議（日本教育会館） |
| 12 月 5 日(土) | 世界人権宣言 78 周年広島県集会（三原市本郷生涯学習センター） |
| 12 月 5 日(土) | 原爆ﾄﾞｰﾑ世界遺産登録 30 周年記念集会（国際会議場） |
| 12 月 8 日(火) | 12.8 不戦の誓いヒロシマ集会（弁護士会館） |
| 12 月 14 日(月) | 憲法を守る広島県民会議総会（自治労会館） |
| 12 月 19 日(土) | 第 28 回広島県部落解放研究者集会（三原市人権文化センター） |
| 12 月 22 日(火) | 日朝友好広島県民の会総会（留学生会館） |

出の解禁を始め軍需産業の強化に本格的に力を入れ始めていることに警鐘を鳴らしました。

その上で、「反戦や人権を唱える発言をすると、特定の政治団体や政権批判であるかのようにバッシングをされる社会になっている」と今日の社会の風潮を憂慮しながらも、「この流れを変える特効薬はない。諦めることなく、集い・語り・実践する場を再構築し、人権・平和・民主主義を守る運動を作っていこう」と呼びかけました。

議事では、2025 年度活動報告および 2026 年度活動方針を大瀬敬昭事務局長、2025 年度決算および 2026 年度予算を頼信直枝副議長（広教組）、会計監査報告を前原美代子会計監査（労金労組）から提案され、全体の拍手で了承しました。

次年度方針の特徴としては、平和フォーラムが呼びかけている「いのちを見つめ 平和をつなぐ、憲法理念の実現を求める全国署名」を始めとした、平和と民主主義のための取り組みを強めていくこと、さらには、核兵器廃絶・脱原発・被爆 82 周年に向け県被団協や県原水禁とともに活動を強めていくこと、とりわけ、非核三原則の放棄に強く反対していくことを確認しました。

総会は最後に、自治労の寺内瞳さんが総会宣言を読み上げ全体の拍手で確認しました。

総　会　宣　言（案）

ロシアによるウクライナへの侵攻からすでに４年８ヵ月、イスラエルによるガザへの攻撃も終わっていない。アメリカはベネズエラで大統領を拘束し、イスラエルとともにイランへの攻撃も始めた。

こうした世界で続く戦争、さらにはアジアにおける緊張を背景に、日本政府は軍事力への依存をいっそうに強めている。無人機や長射程ミサイルの導入を始め、敵基地攻撃能力を持った装備が次々と導入され、九州・南西諸島を中心に基地機能の強化・増強が進められている。今年中には安保三文書の改訂も行われ、非核三原則の見直しや原子力潜水艦の保有も検討されている。

さらに、思想統制につながる国旗損壊罪法が成立し、スパイ防止法制定も検討されている。憲法改悪に向けた動きも具体的な条文案が検討されるなど加速している。

戦後日本が平和国家として歩んできた道から、戦争をする国へと進む道をこれ以上容認することはできない。核兵器禁止条約への署名・批准を始め、核抑止論からの脱却も引き続き求めていかなくてはならない。

東京電力福島第一原発事故も収束しない中、政府と電力会社は原発の最大限活用へと舵を切ってきた。しかし、原発の安全性はもとより事故の際の避難の問題、さらには中間貯蔵施設や最終処分場の建設問題など核廃棄物処理の問題も全く解決していない。ウラン採掘から始まる核社会は、差別・抑圧という構造の上に成り立っている。改めて「核と人類は共存できない」ことを明らかにし、脱原発へとエネルギー政策の転換を求める。

まじめに働いても、雇用不安・将来不安が高まり、そこに追い打ちをかけるように物価高も続いている。政治は、この現状になすすべなく、孤立が深まり、寛容さが奪われ排外主義が台頭している。とりわけ、SNS 等のネットを通した情報の中にはデマを含んだ悪意を持ったものもあり、差別と分断が広がる大きな要因となっている。

こうした中だからこそ、労働組合の役割はいっそう大きくなっている。職場や地域で直接仲間に接し議論し考え合うことができる環境・手段が労働組合にはある。排除ではなく、すべての人が人間として尊重される共生社会を築くため、今こそ力を発揮していかなくてはならない。

今日の総会を機に、改めて、人権と平和、民主主義を守り原水禁運動の前進に向け、全力をあげて取り組むことを宣言する。

２０２６年１０月２７日

広島県平和運動センター第３２回定期総会

# 高校生平和大使が国連訪問を報告

第 29 代となる高校生平和大使が 2026 年 8 月 29 日～9 月 5 日、スイス・ジュネーブにある国連欧州本部を訪問したことを受け、10 月 27 日、平和運動センター総会に先立ち、高校生平和大使国連欧州訪問報告会を開催しました。

報告会には、広島県から選出された 3 人（坂本倖南さん・山陽女学園高等部 3 年、岡田百加さん・福山暁の星女子高 2 年、矢沢輝一さん・広島大付属高 2 年）のうち、岡田さんと矢澤さんが出席し、報告しました。



報告する岡田さん（右）と矢澤さん

高校生平和大使は期間中、国連軍縮会議日本政府代表部への表敬訪問や軍縮会議の傍聴、さらには軍縮局に対して日本全国でこの一年で集めた「核兵器廃絶高校生１万人署名」（63,814 筆。累計 289 万 8,027 筆）の提出。そしてそれぞれの場所では、スピーチの時間もあり、一人ひとりが英語で核兵器廃絶への思いを訴えてきました。

この訪問を通して矢澤さんは、「私たちが掲げる核兵器廃絶という理想とその実現に向けた現実との間には大きなギャップがあることを痛感した」と、日本代表部との対談等を振り返って言及。その上で、「大切なのは私たち若者のつながり。レセプションを通じて国や立場は異なっていても、核廃絶を求める思いを共有でき、若者だからこそ連帯できると実感した」と振り返りました。また、「核廃絶を求める国際的な市民社会のネットワークが、核廃絶を求める社会的な機運を生み出し、大きな変化を生むのだと確信している」「私たちは微力ですが、決して無力ではない。親族の被爆体験を世界に伝え、核兵器廃絶に向けて歩む仲間を増やし続けていく」と決意を述べました。

岡田さんは、「被爆 4 世として相互の被爆体験を様々な国や立場の方々に伝えてきたが、数字や事実を伝えるだけでなく、一人ひとりの人生や記憶をストーリーとして伝えることが相手の心に残り、平和について考えるきっかけになるのだと学んだ」と感想を述べるとともに、「核兵器廃絶を訴えてきた先輩方の継続的な活動の上に私たち 29 代の活動もある。これまで受け継がれてきた思いと、支えてくださる皆さんへの感謝を忘れず、私たち自身もこの活動を次の世代へとつなげていく」と力強く述べられました。

# 部落解放研究全国集会が福山で開かれる

## “差別と戦争許さず　いのちと人権守ろう”

部落解放研究第 59 回全国集会が 10 月 19 日～20 日、広島県福山市で開催されました。集会は、「崩れゆく世界秩序に抗して、差別と戦争を許さず、いのちと人権を守りぬく社会の実現にむけた取り組みをすすめよう」とのテーマで開かれ、全国から約 2300 人が参加しました。

開会にあたりあいさつした部落解放中央共闘会議事務局長の小林美奈子さんは、広島への原爆投下や福山での空襲に触れ、「戦争は命のみならず住まい、仕事、教育、文化、

そして未来を奪う。敵意と偏見を煽り、人を属性によって分け排除する。戦争は最大の人権侵害という認識を共有し、広島と福山の記憶を現在と未来に責任あるとものとして受け継いでいかなければならない」と参加者に呼びかけました。




また、主催者を代表してあいさつした西島藤彦中央実行委員長は、国際刑事裁判所の赤根智子所長への制裁を行ったトランプ政権を批判するとともに、「トランプ政権に追随するばかりではなく、国際社会における法の支配を擁護することができるのかが問われている」と日本政府に求めました。

集会は、枝広直幹福山市長や大野真人連合広島会長が来賓のあいさつ。続いて狭山第４次再審に向け石川早智子さんが支援を訴えました。早智子さんはその中で、石川一雄さんが無実を訴えてから 47 年にわたって闘い続けながら亡くなったことへの無念の思いを代弁し、「第四次再審を申し立てて 1 年と 6 ヶ月。私も、悲しみを怒りに変えて一雄の思いを遂げたい」と決意を述べました。また、死後に見つかった一雄さんが記した「次の世も　生まれし我は　この村に　兄弟姉妹と差別根絶」との短歌を読み上げ引き続いての支援を要請しました。

集会では「ヒロシマから平和と人権を考えるー原水禁運動の歴史に学ぶー」と題して原水禁共同議長の金子哲夫県原水禁代表委員が講演しました。

金子さんはこの中で、「原水禁運動の原点は被爆の実相にある」とし、「核兵器廃絶と被爆者の救済は原水禁運動の両輪」と運動の原点を紹介しました。また、「核社会は弱者を犠牲にして成り立つ社会」と指摘し、原発を始めとした「平和利用」の問題点を明らかにしました。その上で、核兵器禁止条約に日本政府が背を向けている現状に対し、「日本が批准することは、各国の批准を促進することになる」と日本の役割の大きさ・重要性を指摘する一方、非核三原則の見直しが行われようとしているとの報道に対しても、「国内の核政策のみならず、世界の核拡散の危険性を増大させることになる」と警鐘を鳴らしました。

集会二日目は、「部落問題（部落史）・人権問題」「部落解放行政・人権行政、」人権の法制度確立に向けた協同した闘いの課題」など 5 つのテーマで会場を分かれての分科会が行われました。

# 「憲法のつどい･ヒロシマ 2026」開かれる

## 広島総がかり行動実行委が主催

憲法公布から 80 年となる 11 月３日、「憲法のつどい･ヒロシマ 2026」（主催＝広島総がかり行動実行委員会）が開かれました。集会はメインとなる弁護士会館（2F・3F）に加え、県内 2 つの会場をオンラインでつなぎ、全体で約 320 人が参加しました。

主催者を代表して、広島総がかり行動世話人の石口俊一さん（弁護士）があいさつし

ました。石口さんはその中で、保育士や地域の人で集まって憲法の研修会をした際、「憲法の話をこんなにじっくり聞いたのは初めて、との声が多いのに驚いた」と自身の感想を紹介するとともに、「憲法を私たちが身につけて学ぶということについて、政府は怠けているんじゃないか」と学校教育を始め憲法を学ぶ機会が提供されていない現状を問題視しました。



講演は、弁護士の伊藤誠さん。「憲法と人権　壊させてはならない、侵してはならない、今、みんなで守るべきもの」と題して話されました。

伊藤さんはまず、憲法改正に対する国民世論が、必要・必要ない・どちらとも言えない、と 3 分の 1 程度に分かれているのが世論であることを紹介しながら、「憲法の理念や内容を知らないという方が圧倒的に多い」と国民の憲法意識を分析しました。

また、政府が全国約 2400 の小学校に、「子ども用防衛白書」を配布していることを取り上げ、「内容は、自衛隊が災害派遣を行っていることから始まり、当然ながら自衛隊の危険な任務についてはー切触れていない」「一方で、北朝鮮、ロシア、中国を名指しして危険視するような中身になっている。特定の国の印象をちょっと悪くする。こういうところからすり込もうとしている」と批判しました。

続いて、自衛隊の現状について「安倍政権時の安保法制の成立で、自衛隊が海外でアメリカのために戦えるようになり、2022 年の安保三文書で、北京まで攻撃できるような武器を持つことも可能になった。予算を増やし多国間の軍事演習を次々と行っている」と自衛隊の変容に触れ、現在はさらに「戦争を継続する力までしっかりと持つんだと言って、一生懸命その準備をしている最中」と分析しました。

その上で、日本国憲法について改めて紹介。憲法の目的を「日本に自由と人権をもたらすとともに、政府の行為により、再び戦争の惨禍が起こることをないようにすること」と紹介し、「憲法は国家権力を制限して国民の人権を守るためのもの」とその位置づけが述べられました。

そして、抑止力についても、「日本を攻撃したら、私たちはあなたたちを叩き潰すだけの意思と能力があるということを見せつけて脅す、これが本質。どんなに強い武器を持っていても、戦争する意思・覚悟がなければ抑止力にならない。戦争が嫌と言っちゃった瞬間、抑止力はなくなる」と「抑止力を高めるということは戦争する意思を持つこと」と解説しました。

その上で、「関係が悪化しているなら、それを緩和させることが政治の仕事。より緊張を高めることをやってどうするんだ」と高市首相の対中国への対応を批判し、「軍事力そのものが脅威なんじゃなくて、信頼関係を失っちゃってることが脅威の本質」と緊張緩和のための対話の重要性を指摘しました。

伊藤さんは最後に、「市民が政府に意義を唱えることが危険なんじゃない、市民が抗うことを諦めてしまって沈黙してしまうことこそが危険」と参加者に呼びかけました。

集会は最後に、総がかり行動実行員会の共同代表である依田有樹恵・弁護士が閉会のあいさつを行い終了しました。

# 部落解放･人権政策の確立を求める第 55 回広島県民集会

## 部落差別解消推進法制定から 10 年を検証



2026 部落解放・人権政策の確立を求める第 55 回広島県民集会が 11 月 1 日、三原市本郷生涯学習センターで開かれ、県内から約 500 人が参加しました。

主催者を代表してあいさつした部落解放同盟広島県連合会の中村修二委員長は、女性差別をなくするための民法の改正や包括的な差別禁止法を求める国連の勧告が繰り返し出されながら、それを放置している日本政府の対応を批判するとともに、「逆に人権を険しくさせる戦争の方向へと向かいつつある」と非核三原則の見直しや国旗損壊罪の制定やスパイ防止法制定の動きに警鐘を鳴らしました。

その上で、「部落差別解消推進法ができて 10 年になるものの、明確な施策が確立されていない。法律の抜本改正を始め、各自治体での人権条例の制定等を作っていかなくてはならない」と呼びかけました。

集会では、開催地の新地弘幸三原市副市長、連合広島の大野真人会長が来賓の挨拶、集会実行委員会の森﨑賢司事務局長が基調提案を行いました。

記念講演は、部落解放同盟広島県連合会顧問の山下真澄さん。「『部落差別解消推進法』10 年―現状と課題」と題して話されました。

山下さんは、「法律ができて 10 年。様々な施策が行われてきたというのが本来だが、国がこの 10 年間に行ったのはアンケート調査と自治体が把握している差別事件の集約のみ」と現状を明らかにしました。また、「自治体も、むしろ担当部署の体制を縮小したり、『同和』という名称どころか『人権』という名称もなくなってきている」など、法律ができたにも関わらず、内実が伴っていない現実が紹介されました。

その原因を山下さんは、「法律に欠陥がある。禁止する規定がなく、当然、罰則もないから」と指摘し、実際の差別事件や法律の条文を紹介しながら問題点を明らかにしました。

その上で、「法律を、理念でなく実効性のある中身に変えないといけない」として、具体的には、①差別を目的にした身元調査など、悪質な事件を禁止する条文と罰則規定を新たに設ける。②国及び自治体が実施すべき施策についての具体的な内容を追加する。③施策を実施するために必要な予算措置を明記した条文を新たに設ける、など、５点にわたる改正の柱を提起するとともに、「将来的には包括的差別禁止法こそ必要」と訴えました。

集会は午後、「入門・部落問題と解放運動」「社会啓発」「解放教育運動」「解放の思想と宗教」「平和・人権と連帯」の５つの分科会が行われ、平和運動センターからも、髙橋克浩議長が「原水禁運動の当面する課題～NPT 再検討会議に参加して～」と題して報告しました。